



各 位

2019年5月17日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社  
代表者名 取締役会長 CEO 益子 修  
コード番号 7211 東証第1部  
問合せ先 IR室長 佐々木 恵子  
( T e l . 0 3 - 3 4 5 6 - 1 1 1 1 )

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月21日に開催予定の第50回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2019年5月9日付「指名委員会等設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、コーポレートガバナンスの更なる強化の一環として、監督と執行の分離を明確にし、経営の健全性・透明性確保に向けて一層の監督強化及び危機管理の徹底を図りつつ、環境変化に素早く対応する迅速な業務執行を実現していくために、指名委員会等設置会社に移行することとしております。これに伴い、各委員会や執行役の規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除等、所要の変更を行うものであります。なお、執行役の責任免除に係る規定の新設（定款変更案第33条）については、各監査役の同意を得ております。
- (2) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会の招集通知を発する期間の変更を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う条数の変更等を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）	2019年6月21日
定款変更の効力発生日（予定）	2019年6月21日

なお、本議案における定款変更は、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

以上

(下線部分が変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 本会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及びその手数料並びに株主の権利行使に際しての手続については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前号にかかわらず必要あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて</p>	<p>第1条～第7条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条</p> <p>(1) 本会社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>(2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定によって選定し、これを公告する。</p> <p>(3) 本会社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 株主名簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及びその手数料並びに株主の権利行使に際しての手続については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条</p> <p>(1) 本会社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) 前号にかかわらず必要あるときは、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の決定によってあらかじめ公告して一定の日の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条</p> <p>(1) 株主総会は取締役会の決議に基づいて</p>

<p>開催するものとし、<u>取締役会長が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、<u>取締役会長又はあらかじめ取締役会で定めた者が議長となる。</u></p> <p>(3) 第1項又は第2項に定める者に事故があるときは、それぞれ、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第13条～第16条 (条文省略)</p> <p>第4章 <u>取締役、取締役会及び執行役員</u></p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役、取締役会長)</p> <p>第20条</p> <p>(1) <u>本社は取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(2) <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(3) <u>取締役会はその決議によって、取締役会長を選定する。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条</p> <p>(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 本社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p>	<p>開催するものとし、<u>あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。</u></p> <p>(2) 株主総会においては、あらかじめ取締役会で定めた<u>取締役又は執行役が議長となる。</u></p> <p>(3) 第1項又は第2項に定める者に事故があるときは、それぞれ、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役<u>又は執行役</u>がこれにあたる。</p> <p>第13条～第16条 (現行どおり)</p> <p>第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会長)</p> <p>第20条 <u>取締役会はその決議によって、取締役会長を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第21条</p> <p>(1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長が招集してその議長となる。取締役会長が欠員又は支障あるときは<u>予め定めた他の取締役</u>がこれに代わる。</p> <p>(2) 取締役会招集の通知は各取締役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 本社は<u>議決に加わることができる</u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p>
--	---

<p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p><u>(執行役員)</u></p> <p>第27条</p> <p>(1) <u>取締役会はその決議によって執行役員を定め、業務を執行させる。</u></p> <p>(2) <u>取締役会はその決議によって、執行役員の中から社長及び最高経営責任者(CEO)その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p>第28条 <u>本会社は監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p><u>(監査役を選任)</u></p> <p>第29条 <u>監査役は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第30条</p> <p>(1) <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任者の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録して出席した取締役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は報酬委員会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	--

<p><u>(監査役会の招集)</u>  <u>第32条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日の5日前に発する。ただし、緊急やむを得ないときはこれを短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  <u>第33条 監査役会の議事は法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数により決する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録して出席した監査役が記名押印又は電子署名した後、本会社において保存する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第35条 監査役の報酬等は株主総会によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任の免除)</u>  <u>第36条</u>  <u>(1) 本会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>(2) 本会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 委員会</u></p> <p><u>(指名委員会等の設置)</u>  <u>第27条 本会社は指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。</u></p> <p><u>(委員会)</u>  <u>第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決</u></p>

	議によって選定する。
(新設)	<u>第6章 執行役</u>
(新設)	<u>(執行役の設置)</u> <u>第29条 本会社は執行役を置く。</u>
(新設)	<u>(執行役の選任)</u> <u>第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。</u>
(新設)	<u>(執行役の任期)</u> <u>第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとする。ただし、他の執行役在任中新たに就任した執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	<u>(代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第32条</u> <u>(1) 取締役会はその決議によって、代表執行役を選定する。</u> <u>(2) 取締役会はその決議によって、役付執行役を定めることができる。</u>
(新設)	<u>(執行役の責任免除)</u> <u>第33条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>
<u>第6章 会計監査人</u>	<u>第7章 会計監査人</u>
<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第37条 本会社は会計監査人を置く。</u>	<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第34条 本会社は会計監査人を置く。</u>
<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>	<u>(会計監査人の選任)</u> <u>第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>
<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第39条</u> <u>(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	<u>(会計監査人の任期)</u> <u>第36条</u> <u>(1) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>

(2) 会計監査人は、前号の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

(事業年度)

第41条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第42条 本会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第43条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第44条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(新設)

(新設)

(2) 会計監査人は、前号の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第37条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査委員会の同意を得て定める。

## 第8章 計算

(事業年度)

第38条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 本会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第40条 本会社は取締役会の決議によって毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録されている最終の株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(除斥期間)

第41条 剰余金の配当がその支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

附 則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

本会社は、取締役会の決議によって、第50回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。